

概要版

羽島市こども計画

令和7年度 ▶▶▶ 令和11年度



全てのこどもが 健やかで幸せに暮らせるまち はしま

令和7年3月
羽島市

1 計画策定の趣旨

令和5年4月、「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。この法律と方針は、すべてのこども・若者が幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものです。市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」の策定に努めることとされていることから、本市においても、地域の実情に応じた「羽島市こども計画」を策定し、切れ目のない支援によるこども・若者が幸福に暮らせるまちを目指します。

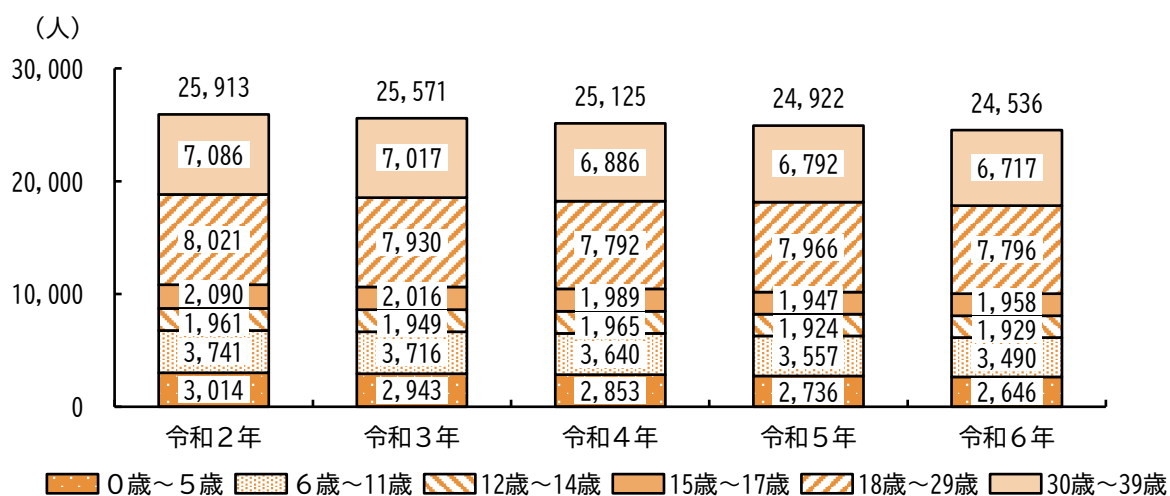
2 計画の位置づけと期間

- 本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、本市のこども施策に関する事項を定め、総合的に推進するものです。
- また、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として「第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画」の内容を引き継ぐとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を包含するものです。
- 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

3 羽島市の状況

こども・若者人口の推移

本市のこども・若者人口は年々減少し、令和6年3月現在で24,536人となっています。



4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

全てのこどもが 健やかで幸せに暮らせるまち はしま

1
健やかな育ちの支援

① こども・若者の権利の尊重

② 健全育成の推進
多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所づくり

③ 心豊かな人間性を育む教育の推進

④ 障がい児・医療的ケア児等施策の充実

⑤ 児童虐待防止対策の充実及び
ヤングケアラーへの支援

2
ライフステージに応じた
切れ目のない支援

(1)
誕生
前
から
幼児
期
まで

① 母子の健幸づくりの推進

② 乳幼児期の教育・保育の充実

(2)
学童
期・
思春
期

① 小児医療体制の充実

② 思春期の心と体の健幸づくり

③ 次代の親の育成

(3)
青年
期

① 修学・就労支援

② 若者への自立支援

3
子育て家庭への支援

① 子育て家庭に対する経済的支援

② 貧困状態の家庭やひとり親家庭の自立支援

③ 仕事と家庭の両立支援

④ 食育の推進

⑤ 地域の子育て支援体制の整備

⑥ 交通安全・防犯対策の充実
安全・安心なまちづくり

5 施策の展開

基本目標1 健やかな育ちの支援

- こども・若者が権利の主体として認められ尊重されること、また、こども・若者の今とこれからの最善の利益が図られることが求められています。
- 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への継続した相談支援・発達支援等を、関係機関と連携を図り実施していくことが必要です。
- 児童虐待、ヤングケアラーなど様々な要因により困難な状況にあるこどもやその家族に対して、一人ひとりの状況に応じた切れ目のないきめ細やかな支援ができるような相談支援体制が求められています。

主な取り組み・事業

- こども・若者が権利の主体であることの周知啓発 **新規**
- こども・若者の意見反映や参画促進 **新規**
- 児童発達相談支援事業
- 障害児保育事業
- こども家庭センターの設置(子育て相談センター 羽っぴい)
- 要保護児童対策及びDV対策地域協議会
- ヤングケアラーへの支援に向けた関係機関との連携強化 **新規**



基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

(1) 誕生前から幼児期まで

- 妊娠や出産は心身に大きな変化をもたらす、多くの妊産婦が不安を感じやすい時期です。核家族化の影響などにより、身近に気軽に相談したり、助けてくれる人が少なくなる中、妊産婦や子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援が求められています。

主な取り組み・事業

- 利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業) **新規**
- こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) **新規**



(2) 学童期・思春期

- こどもたちが将来、こどもを育てる責任と喜びを感じながら、積極的に子育てに関わっていけるよう、子育てや家庭の大切さ、仕事に対する姿勢等を学ぶ場としての体験の機会を提供し、次代の親としての意識醸成を図ることが必要です。



主な取り組み・事業

- 確かな学力の育成
- 家庭教育学級の推進
- 乳幼児ふれあい体験
- 青少年の健全育成

(3) 青年期

- 若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を実施することが求められています。
- 様々な就労支援を行い、若者の夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を推進する必要があります。

主な取り組み・事業

- 貸付金制度の周知
- 就職・再就職に関する情報提供 **新規**
- 地元企業への就労促進 **新規**
- ひきこもりに関する相談支援 **新規**
- 結婚を希望する方への支援 **新規**

基本目標3 子育て家庭への支援

- 経済的な理由で、こどもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援の充実が必要です。
- 子育て中の親子が身近な場所で気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供し、育児不安の軽減を図る必要があります。

主な取り組み・事業

- 児童手当
- こども医療費助成
- 幼児教育・保育の無償化
- 妊婦のための支援給付事業 **新規**
- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て支援企業認証・表彰制度

6 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

必要に応じて、利用定員の見直しについて各施設と調整していきます。

また、認定こども園の普及を図り、保育所等の希望に応じて調整していきます。

令和9年度をめぐに1園の保育所が認定こども園に移行を計画しており、1号認定児童の確保量が増加見込みです。

現在、地域型保育事業はありませんが、今後必要に応じて連携していきます。

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み(人)	390	193	775	100	183	262
	確保方策(人)	1,115		948	119	200	262
令和8年度	量の見込み(人)	384	190	763	99	181	260
	確保方策(人)	1,115		924	116	195	261
令和9年度	量の見込み(人)	377	187	750	98	180	258
	確保方策(人)	1,130		844	116	194	262
令和10年度	量の見込み(人)	371	184	737	97	178	255
	確保方策(人)	1,130		837	116	194	259
令和11年度	量の見込み(人)	367	182	729	96	175	252
	確保方策(人)	1,130		837	116	194	259



2 地域子ども・子育て支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業(時間外保育事業)	量の見込み(人)	503	497	490	484	478
	確保方策(人)	503	497	490	484	478
放課後児童健全育成事業(放課後児童教室)	量の見込み(人)	657	638	620	601	595
	確保方策(人)	940	940	940	940	940
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	量の見込み(人)	40	40	40	40	40
	確保方策(人)	40	40	40	40	40
地域子育て支援拠点事業	量の見込み(人)	20,200	20,000	19,800	19,600	19,400
	確保方策(人)	20,200	20,000	19,800	19,600	19,400

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時預かり事業(幼稚園在園児対象の一時預かり(預かり保育))	量の見込み(人)	35,421	34,866	37,914	37,335	36,946
	確保方策(人)	35,421	34,866	37,914	37,335	36,946
一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応型強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	量の見込み(人)	2,260	2,237	2,217	2,195	2,169
	確保方策(人)	2,260	2,237	2,217	2,195	2,169
病児保育事業(病児・病後児保育事業)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	量の見込み(人)	250	250	250	250	250
	確保方策(人)	250	250	250	250	250
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児)	量の見込み(人)	250	250	250	250	250
	確保方策(人)	250	250	250	250	250
利用者支援事業	①基本型・特定型	量の見込み(箇所)	0	0	0	0
		確保方策(箇所)	0	0	0	0
	②こども家庭センター型	量の見込み(箇所)	1	1	1	1
		確保方策(箇所)	1	1	1	1
妊婦健康診査事業	量の見込み(人)	390	390	385	385	380
	確保方策(人)	390	390	385	385	380
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	量の見込み(人)	390	390	385	385	380
	確保方策(人)	390	390	385	385	380
養育支援訪問事業	量の見込み(件)	15	15	15	15	15
	確保方策(件)	15	15	15	15	15
実費徴収に係る補足給付を行う事業	量の見込み(件)	80	80	80	80	80
	確保方策(件)	80	80	80	80	80
産後ケア事業	量の見込み(回)	96	96	114	114	136
	確保方策(回)	96	96	114	114	136
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み(回)	1,170	1,170	1,155	1,155	1,140
	確保方策(回)	1,170	1,170	1,155	1,155	1,140
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0歳児	量の見込み(延べ人数)	10	28	27	25
		確保方策(延べ人数)	10	28	27	25
	1歳児	量の見込み(延べ人数)	15	40	38	34
		確保方策(延べ人数)	15	40	38	34
	2歳児	量の見込み(延べ人数)	13	35	32	28
		確保方策(延べ人数)	13	35	32	28

7 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画の推進にあたって、市は年度ごとに推進状況を把握・点検し、その結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

そこで、計画の実施状況を把握・点検するために、市民の意見を反映させるための仕組みづくりとして、市民の代表、関係機関からなる「羽島市子ども・子育て会議」にて、計画の実施状況の把握、点検、評価を「PDCAサイクル」により継続的に行っていくとともに、社会情勢の変化等により計画に盛り込む事由が生じた場合は計画の見直しを行い、施策の改善、充実を図り、市ホームページ等にて公表していきます。

2 計画の推進

子育て支援及びこどもの健全育成を図るためには、家庭や教育機関、行政だけでなく地域全体での協力が必要です。子育て支援及びこどもの健全育成に係る意識啓発をあらゆる機会を通じて行うとともに、市民による子育ての環境づくりの取り組みを支援し、市民と行政が協働して子育ての環境づくりを推進します。



羽島市こども計画【概要版】

令和7年3月

発行：羽島市健幸福祉部子育て・健幸課

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地

Tel 058-392-1111 Fax 058-392-2863